



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年8月15日（月）

問い合わせ先：南部児童相談所

所長 長澤

担当：若谷・臼井

電話：711-2489

令和3年度児童相談所虐待対応件数をお知らせします

1 児童虐待対応件数

令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、さいたま市北部児童相談所と南部児童相談所で対応した児童虐待対応件数は3,236件でした。令和2年度の児童虐待対応件数3,241件と比較すると5件の減少となりました。

2 過去5年間の児童虐待対応件数の推移

平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
2,656	2,960	3,355	3,241	3,236

3 令和3年度の児童虐待対応内容別件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
0歳～3歳未満	60	94	0	467	621
3歳～就学前	109	126	2	413	650
小学生	244	164	8	678	1,094
中学生	139	93	11	269	512
高校生他	89	58	8	204	359
合計	641	535	29	2,031	3,236

4 令和4年度における主な児童虐待防止への取組

令和4年4月からは、より迅速に、かつ、きめ細かい対応を行うため、北部児童相談所に家庭支援第4係（初期対応班）を設置しました。

令和4年8月からは、児童の安全確認等の強化を図るため、児童の安全確認等業務の一部について、業務委託を開始しました。

国の指針に則り、児童福祉司を段階的に増員しています。令和4年度は北部児童相談所と南部児童相談所合わせて、前年度比で5人増員しました。

10区に設置した子ども家庭総合支援拠点（各区支援課）と連携し、組織的な対応力を強化しています。

加えて、定期的に内部研修を実施し、職員の対応力の強化に努めています。